

死刑執行に対する会長声明

2015年(平成27年)12月18日、東京拘置所および仙台拘置支所において、死刑確定者各1名に対する死刑が執行された。2012年12月に第2次安倍内閣が発足して以来8回目の執行であり、計14人が執行されたことになる。東京拘置所で執行された1名は、裁判員裁判による死刑判決を受け、弁護人が控訴したにもかかわらず、本人が控訴を取り下げたために死刑が確定した事案であり、上級審での審理を受けずに執行されたことになる。また、仙台拘置支所における被執行者は、第一審で認めた後、控訴審で否認に転じ無実を主張していたものである。

2014年3月、いわゆる袴田事件について、静岡地方裁判所が再審開始決定をし、袴田巖氏は48年ぶりに釈放された。袴田事件によって、日本社会は、冤罪の恐ろしさとともに死刑という不可逆的な刑罰のもつ問題点を強く認識したはずである。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止または停止している国は140か国に上り、いわゆる先進国グループであるOECD(経済協力開発機構)加盟国の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみである。その中でも、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止しており、米国の19州は死刑を廃止しているのであって、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。また、2014年12月18日、国連総会は、すべての死刑存置国に対し、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議を過去最高数である117か国の賛成多数で採択した。

このような趨勢の中で死刑執行を繰り返す日本の姿勢は人権を尊重する国際社会から批判されており、国際人権(自由権)規約委員会は、2014年、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告した。

当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、改めて死刑執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止についての全社会的議論を踏まえたうえで、死刑制度の抜本的な見直しを行なうことを強く求めるものである。

2016(平成28年)1月22日

千葉県弁護士会会長 山本宏行